

⇨ 親族に支払う必要経費

Q : 生計を一にする親族間でやりとりした経費は、必要経費に算入できるかどうかで争われた事件があるようですが、どのような判断が下されたのですか？

A : 原告の請求は、棄却されました。

【解説】

この事件は、弁護士である夫から生計を一にする税理士の妻へ支払った税理士報酬が夫の必要経費に算入されないとされたことに端を発し、その根拠となる所得税法56条は憲法14条の「法の下での平等」に違反するなどとして提訴されたものです。

原告は、所得税法56条は親族間で所得分割を図って租税回避をねらう要領のよい納税者を牽制するために設けられた規定であり、租税回避の意図のない納税者にまで一律に適用するのは憲法14条に違反すると主張しましたが、裁判所は、所得税法56条は、租税回避を図る納税者とそうでない納税者との不均衡を是正するために設けられた規定ではなく、親族間の取引による租税回避を一般的に防止するという目的から設けられた規定であるとし、その上で、実際には不当な所得分割を行っていない善良な納税者に対しても同条が適用されるという事態が生じることもやむを得ず、さらに、56条の適用範囲を明確にするとともに、簡便な事務処理を可能にするという要請に基づいて同条の適用要件を定めたことによっては、そのような事態が現実に出現することは、同条の立法目的との関連において不合理な取扱いであるとはいえないと判断しました。

